

『大和物語』 第三百二十九段考

——「故兵部卿宮」は元良親王か？——

高橋 照美

一

『後撰和歌集』『拾遺和歌集』に見える承香殿中納言の二首の歌について、『大和物語』三百二十九段は次のような歌語りを伝えている。

先帝の御時に、承香殿の御息所の御曹司に、中納言の君といふ人さぶらひけり。それを、故兵部卿の宮、わか男にて、一の宮と聞えて、色好みたまひけるころ、承香殿はいとちかきほどになむありける。らうあり、をかしき人々ありと、聞きたまうて、ものなどのたまひかはしけり。さりけるころほひ、この中納言の君に、しのびて寝たまひそめてけり。ときどきおはしましてのち、この宮、をさをさとひたまはざりけり。さるころ、女のもとよりよみて奉りける。

人をとくあくた川てふ津の国のなにはたがはぬ君にぞありける

かくて物も食はで、泣く泣く病になりて恋ひたてまつりける。かの承香殿の前の松に雪の降りかかりけるを折りて、かくなむ聞えたてまつりける。

来ぬ人をまつの葉にふる白雪の消えこそかへれあはぬ思ひに

とてなむ、「ゆめこの雪おとすな」と、使にいひてなむ、奉りける。

この章段に登場する人物については、

「先帝」：醍醐天皇

「承香殿の御息所」：醍醐女御源和子（光孝天皇女）

「故兵部卿宮」：「一の宮」：元良親王（三品兵部卿・陽成

天皇第一親王）

とすることで、諸注ほぼ一致している。『後撰和歌集』の「来ぬ人を」の歌の詞書には、ただ「わすれがたになり侍りけるをとこにつかはしける」とあって、中納言の君が歌を贈った相手は誰と

も記されていないのだが、『元良親王集』に、

そ行殿の中納言君にほどなくかれたまひにければ、をんな
ひとをとくあくたがはてふつのくにのなにはたがはぬものに
ざりける

かくてものもくはでなくなくこひきこえてまつに、雪のふ
りかかりたりけるにつけてきこえける

こぬひとをまつのでだにふる雪のきえこそかへれあかぬもも
ひに

とあり、『拾遺和歌集』の「人をとく」の歌の詞書にも、「延喜御
時、承香殿女御の方なりける女に、もとよしのみこまかりかよひ
侍りける、たえてのちいひつかはしける」とあることから、「故
兵部卿宮」が元良親王であることは自明のこととされてきた。
「わか男にて」を寛平二年（八九〇）生まれの親王の元服後間も
ないころとすれば、延喜五十年（九〇五）ころの出来事
となり、「先帝」を醍醐天皇とすることにも矛盾はない。

一方、この段の「承香殿はいとちかきほどになむありける」の
一節は、古くから研究者を悩ませてきた。「故兵部卿宮」を元良
親王とした場合、この一節の解釈がすこぶる困難になるからであ
る。しかし、後述するように、この挿入句は百三十九段の歌語り
が成立するために不可欠な前提を示しており、その合理的な解釈
が求められるべきであろう。本稿では、その観点から、『大和物語

語」百三十九段の「故兵部卿宮」について考察してみたい。

二

まず、従来の注釈書で、「承香殿はいとちかきほどになむあり
ける」がどのように解釈されてきたかを整理しておく。

A陽成院と小松殿が「ちかきほど」にあるとする解釈
室町時代末期の成立とされる注釈書『大和物語鈔』は、

承香殿は仁寿殿と常寧殿の間也諸家ちかゝるへからす承香
殿女御の御里小松殿と陽成院の事なるへし小松殿は大炊御門
の北室町の西光孝天皇御誕生の所なり故号小松帝陽成院は大
炊御門南西洞院西陽成誕生の所也小松殿と陽成院は中一町な
り女御御里におはす時元良親王陽成院におはしいとちかきほ
とになんと成へし。

とする。「承香殿」を内裏の殿舎ではなく、そこを局に賜った女
御和子その人の呼称とし、その「承香殿」和子の里邸小松殿と元
良の住む陽成院が至近距離にあることを指すと解するのである。
小松殿は大炊御門大路北・町小路東（室町西）、陽成院は大炊御
門大路南・西洞院大路西に所在し、その間およそ一町。「いとち
かきほど」と言える。

B元良親王が候する清涼殿殿上の間と承香殿が「ちかきほど」

にあるとする解釈

柿本斐氏は「承香殿は清涼殿の東棟で、仁寿殿の北にあり、殿上から近い」とする。雨海博洋氏も、「承香殿は、清涼殿に近く、とかく、情趣を解する女房たちがいることが話題になっている。色好みの宮は昇殿の折に歌などを交したのである」とし、講談社学術文庫では「元良親王は兵部卿宮であるから、当然清涼殿に上っていたはずで、それで、『近きほど』と言ったのであろう」と説明している。

C 人間関係の近さとする解釈

山下道代氏は、「元良親王邸と承香殿の距離的な近さと解する註が多いのだが、むしろ人間関係の近さを言っているのではない」とする。

それぞれ検討してみよう。Aについては、森本茂氏が「承香殿は」という言い方からすると、やはり内裏内の御殿の承香殿のことであろう」と批判し、今井源衛氏も、「前文に『御曹司』、後文にも『承香殿の松の枝に……』とあるから適当でない」とする。いずれも首肯すべき指摘である。「承香殿の前の松」の枝に雪が降り積もっているのを「ゆめこの雪おとすな」と念を押して使に持たせ、「來ぬ人を」の歌を贈る後半は、中納言の君が内裏承香殿に、そして「故兵部卿宮」が承香殿から松の枝の雪を落さずを持って行けるほどの至近距離にいるからこそ成り立つのであって、舞台を内裏外とする解釈には明らか

に無理がある。

Bは元良親王が清涼殿殿上の間に伺候することをもって、「承香殿はいとちかきほどになむありける」を合理的に解釈しようとするものだが、このエピソードは「故兵部卿宮」が「一の宮と聞え」た頃、すなわち通称となるような官に就く以前の出来事である。今上である醍醐帝とは疎遠な陽成院の、しかも無官の皇子が頻繁に殿上に伺候し、後宮にも自由に出入りするとは考えにくい。また、後宮の一女房が公的な場である殿上の間に私的な恋文を送りつけることができたのかも疑問である。そして何よりも、「故兵部卿宮、承香殿はいとちかきほどにありける」という語り口は、「故兵部卿宮」の内裏内における居所が恒常的に定まっておらず、その所在に対する共通の理解を踏まえた上で、そこが承香殿に近い、というこの歌語りが成立するための前提となる事実を確認するものであり、それを恒常的な居所とは言いがたい殿上の間にあてて解するには無理がある。

Cについて言えば、「承香殿はいとちかきほどになむありける」の一節は、「故兵部卿宮」と中納言の君の馴れ初め以上に、雪の置いた松の枝を歌とともに贈りつける後半のエピソードの前提として重要な意味を持つと考えられるので、「ちかきほど」を人間関係とする解釈は苦しい。

以上のように、従来の解釈はいずれも十分な説得力を持ちえていない。「故兵部卿宮」を元良親王とする限り、「結局、未詳」というしかないのである。

『大和物語』百三十九段の「故兵部卿宮」は、次の三つの条件を満たす人物でなければならぬ。

- 1 「一の宮」すなわち第一親王であること。
- 2 「故兵部卿宮」と呼ばれ得ること。すなわち、『大和物語』の人物呼称の基準となる天曆五年（九五二）以前に、兵部卿を極官として薨去していること。
- 3 内裏承香殿の近くに居所を有していたこと。

元良親王は3を欠いたが、他にすべての条件を満たす人物は存在するだろうか。

三

冒頭でも確認した通り、『大和物語』百三十九段の「先帝」を醍醐天皇とする点で諸注は一致している。その他の章段でも、単に「先帝」とある場合はおおむね醍醐帝を指すものと考えてよいようである。すると、「先帝の御時」に「一の宮」と称されるのに最もふさわしい人物は、醍醐天皇の第一皇子克明親王ということになる。

克明親王は、延喜三年（九〇三）の生まれ。母は更衣源封子（左京大夫田鑿女）で、同母姉に賀茂斎院となった宣子内親王、妹に靖子内親王（藤原師氏室）がいる。延喜四年十一月十七日に親王宣下、同十六年十一月二十七日清凉殿において元服、三品に叙せられる。その後彈正尹を経て、延長五年（九二七）四月二十

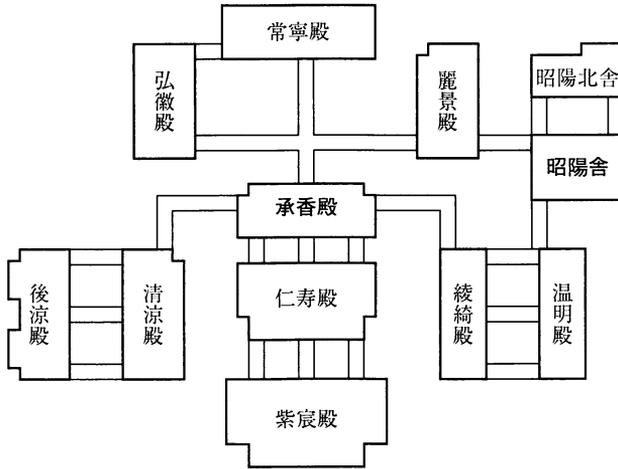
二日に兵部卿となり、同年九月二十四日に薨去。享年二十五歳。左大臣藤原時平女との間に管絃の名手として名高い源博雅を儲けたが、親王自身も管絃に堪能だったようで、延喜十三年十月十四日の尚侍藤原満子四十賀、同十八年二月二十六日の六条院朝覲行幸では琴、延長二年十二月二十一日の醍醐天皇四十賀では笛を演奏している。また、小弓にも巧みで、諸芸に通じた風流な貴公子だったと考えられる。

克明親王が延長五年の薨去時に兵部卿であったことは、『日本紀略』に「兵部卿三品克明親王薨」とあることよって確認できる。したがって、天曆五年に「故兵部卿」と呼ばれ得るという条件2は満たされる。

残る条件3だが、『河海抄』巻十初音に引く「醍醐天皇御記」延喜十三年正月十四日条に、次のような記事が見える。

此夜有踏哥事（中略）自滝口到東宮息所曹司踏舞次尚侍曹司次承香殿息所曹司次克明親王直廬次参入東宮寅四廻還参入内裏（以下略、傍線は筆者による）

これによれば、延喜十三年の時点で克明親王は内裏昭陽舎（梨壺）に直廬を賜っていた。昭陽舎は温明殿の北、麗景殿の東に位置し、承香殿にも「いとちかきほど」にあたる。



承香殿周辺図

このほかに克明親王が昭陽舎に直慮を有していたことを示す資料は見つからなかったが、「東宮息所」こと藤原穩子が弘徽殿にいたことは『真信公記』『李部王記』などから明らかであり、尚侍藤原満子の曹司が飛香舎（藤壺）にあったことは、『堤中納言集』（部類名家集本）に「故尚侍のすみたまける時、藤壺にて菊宴させたまけるに」という詞書を持つ歌が収められていることよって確認されている。²⁹⁾前記『醍醐天皇御記』の内容は、信頼するに足ると言えよう。

外戚に力がなかったために、東宮の座は同い年の弟保明親王に譲ったものの、³⁰⁾克明親王は醍醐天皇の第一皇子として尊重され、優遇されていた。元服の日に三品に直叙されたことや、時平女に婚取られたことがそれを物語っているが、内裏内に直慮を賜ったのも、その表れであろう。

以上見てきたように、克明親王は第一親王であり、天曆五年に「故兵部卿宮」と呼ばれ、内裏承香殿近くに居所を有するという前記三条件をすべて満たしている。「大和物語」百三十九段に關して言えば、「故兵部卿宮」は元良親王でなく、克明親王と考える方が無理なく理解できるのである。そうすると、克明親王が「わか男」で「一の宮」と称されるのは元服から任官までの間であること、親王が彈正尹に任ぜられたのは延喜二十年から延長二年の間と考えられることから、この段の語る中納言の君との交情は、延喜十七年ころから延長初年の間の出来事ということになる。

問題は、「元良親王集」との関係である。百三十九段の「故兵部卿宮」が克明親王ならば、「大和物語」と「元良親王集」で中納言の君の贈歌の相手が異なることになってしまふ。歌語りが流行し、一つの歌が幾通りもの異伝をもつて伝えられていた時代背景を考えれば、両者がそれぞれ異なる資料によって異伝を採録したことは当然考えられる。しかし、この場合は、「大和物語」の本文と「元良親王集」の詞書が「かくて物も食はで、泣く泣く」という特徴的な表現を共有していることから、両者の間には直接的な関係があるものと考えられており、中田武司氏は「元良親王集」が先行するとし、阿部俊子氏は同集が「大和物語」を参照したとする³⁶。しかし、ここまで考察してきたように、「大和物語」百三十九段が、克明親王を念頭に置いた語りであるとすれば、その場合は、「元良親王集」から「大和物語」へという影響関係を考えるよりも、「元良親王集」が「大和物語」の「故兵部卿宮」を元良親王と解し、その場合説明のつかなくなる「承香殿はいとちかきほどになむありける」の一節や「承香殿の前の松」という設定を削るなどして簡略化し、元良親王にまつわる歌語りに仕立てたと考える方が自然である。また、全体としての両者の関係について、山口博氏・岡部由文氏は「元良親王集」が「大和物語」を参照したとし、木船重昭氏・片桐洋一氏はその逆とするが、「元良親王集」では元良親王に贈られたとする歌が、「大和物語」

では別の人物に贈られたことになっている例は第八段にも見られる。これを考え合わせると、「元良親王集」を編纂する際に、「大和物語」の中から色好みとしての元良親王像にふさわしい内容を持つ章段を選び取り入れたという可能性を考えることもできるのではないか。

さらに、「大和物語」における呼称の問題がある。青木賜鶴子氏は、「大和物語」の基盤に語り手が「物語の世界」の出来事を注釈したり批評したりしながら語る「物語の世界」があることに注目し、人物呼称は「物語の世界」の共通認識を前提にしたもので、一人の人物を指す呼び方は原則として一つであり、一つの呼称は同一の人物を指すとする³⁷。ところが、第九段で克明親王は「桃園兵部卿宮」と呼ばれており、百三十九段の「故兵部卿宮」が克明親王だとすると、青木氏の言う呼称原則に反して、克明親王に二通りの呼称が使われていることになる。また、これまで「大和物語」の「故兵部卿宮」はすべて元良親王とされてきたが、百三十九段だけを例外と考えてよいのか、百三十九段以外にも克明親王の可能性はないのかという疑問も生じ、ここでふたたび「元良親王集」との関係が問題となってくる。

このように、「大和物語」百三十九段の「故兵部卿宮」を克明親王とするにはまだまだ考えるべきことが多いが、問題提起の意味も込めて、大方の叱正を乞いたい。

注

- (1) 『後撰和歌集』卷十二・恋四「わすれがたになり侍りけるを」とこにつかはしける 承香殿中納言 こぬ人を松のえにふる白雪のきえこそかへれくゆる思ひに、「拾遺和歌集」卷十五・恋五「延喜御時、承香殿女御の方なりける女に、もとよしのみこまかりかよひ侍りける、たえてのちいひつかはしける 承香殿中納言 人をとくあくた河てふつのくにの名にはたがはぬ物にぞ有りける」。いずれも『新編国歌大観』による（以下同）。
- (2) 『大和物語』の本文は、小学館新編日本古典文学全集による。
- (3) 『新編国歌大観』による。なお、私家集大成は「こぬひとを」の二句目「えた」の上に「さ」を傍記し、「さえた」（小枝）とする。
- (4) 『尊卑分脈』「天慶六七廿六薨（五十四歳頓死）」から逆算。
- (5) 元良親王の元服時の年齢は不明だが、異母弟元長親王は十七歳で、元利親王はそれより若干年少で元服している。
- (6) 雨海博洋編『大和物語諸注集成』（桜楓社、一九八三年）による。
- (7) 『拾芥抄』中・諸名所部第二十
- (8) 『大和物語の注釈と研究』（武蔵野書院、一九八一年）
- (9) 『大和物語』（有精堂校注叢書、一九八八年）頭注
- (10) 雨海博洋・岡山美樹『大和物語（下）』（講談社学術文庫、二〇〇六年）
- (11) 『歌語りの時代 大和物語の人々』（筑摩書房、一九九三年）
- (12) 『大和物語全釈』（大学堂書店、一九九三年）
- (13) 『大和物語評釈 下巻』（笠間書院、二〇〇〇年）
- (14) 単なる血縁的な遠さだけでなく、陽成院立—光孝即位という経緯から、陽成系と光孝系は一種の緊張状態にあり、宇多天皇は御記の中で陽成院の存在を強く意識している。
- (15) 注(12) 前掲書
- (16) 『大和物語』の人物呼称が天曆五年を基準にするとほぼ矛盾なく説明できることは、阿部俊子氏によって指摘されている（『校本大和物語とその研究』三省堂、一九五四年、増補版一九七〇年）。
- (17) 雨海博洋氏『大和物語』の「先帝」考（『中古文学』一八、一九七六年九月。のち『大和物語の人々』笠間書院、一九七九年所収）、青木賜鶴子氏『大和物語の「先帝」をめぐって』（『女子大文学（国文篇）』四三、一九九二年三月）。
- (18) 当時の慣例からすれば、元良親王は、醍醐朝においては「陽成」院の「一の宮」と称されるはずである。
- (19) 延喜十六年の元服時に十四歳（『親王御元服部類記』所引『醍醐天皇御記』）から逆算。

- (20) 「尊卑分脈」 「本朝皇胤紹運録」 「二代要記」
- (21) 「日本紀略」 「二代要記」 醍醐天皇
- (22) 「貞信公記」 同日条
- (23) 「貞信公記」 「日本紀略」 同日条
- (24) 「尊卑分脈」 「本朝皇胤紹運録」 「公卿補任」 天延二年条
源博雅宛付
- (25) 「西宮記」 卷十二、賜女官賀事、「御遊抄」 二、朝覲行幸
- (26) 「御遊抄」 二、御賀、「古今著聞集」 卷十三、祝言第二十
「延長二年十二月御賀に中宮の御方より楽器を献上の事」
- (27) 「古今著聞集」 卷九、弓箭第十三「延長五年四月内裏にて小弓の負態の事」
- (28) 本文は玉上琢彌編、山本利達・石田穰二校訂「紫明抄
河海抄」(角川書店、一九六八年)による。
- (29) この「東宮息所」は、醍醐後宮筆頭地位にあること、東宮保明親王の元服(延喜十六年十月二十二日)以前であることから、東宮妃ではなく東宮の母御息所の意で、保明の母穩子を指す。
- (30) 「依中宮男君初進御膳、上御弘徽殿」(「貞信公記」) 延長二年八月二十三日条、「后宮男君初着御袴、上御弘徽殿」(同延長三年八月二十九日条)、「參中宮弘徽殿」(「河海抄」所引)「李部王記」延長七年正月十四日条など。
- (31) 増田繁夫氏「弘徽殿と藤壺―源氏物語の後宮―」(「国語と国文学」六三―一、一九八四年十一月)
- (32) 克明親王の外祖父源田鑿は光孝天皇の皇子だが、父の即位より先、貞観十二年(八七〇)に臣籍降下。母が大判事讃岐永直女という卑姓出身ということもあつてか、正四位下大藏卿で終わった。封子の入内は醍醐天皇の従姉妹という血縁関係によるものである。第二皇子ながら、関白太政大臣基経女穩子を母とする保明親王は、伯父時平の後押しもあり、生後二ヶ月半余りで親王宣下、即日皇太子に立った。
- (33) 延長二年十二月二十一日時点で彈正尹に在任(「御遊抄」二、内裏御賀)。「親王御元服部類記」代明親王所引「醍醐天皇御記」延喜十九年二月二十六日条には「克明親王」とあるので、彈正正尹はこの間のこと。
- (34) 山口博氏「後撰和歌集成立考―梨壺を中心に―」(「国語と国文学」四〇―一〇、一九六三年十月。のち「王朝歌壇の研究 村上冷泉円融朝篇」桜楓社、一九六七年所収)
- (35) 「王朝歌物語の研究と新資料」(桜楓社、一九七一年) 第四章大和物語論「素材と作者致―勅撰集との関係―」
- (36) 「元良親王御集の性格」(「学習院女子短期大学紀要」七、一九七〇年二月)
- (37) 「元良親王集の物語性」(「平安文学研究」二五、一九六〇年十一月)

(38) 『元良親王御集』と『大和物語』(國學院大學大学院
文学研究科論集)四、一九七七年三月)

(39) 『元良親王集注釈』解説(大学堂書店、一九八四年)

(40) 『元良親王集全注釈』解説(新典社、二〇〇六年)

(41) 『元良親王集』では監の命婦が親王に贈ったとされる
「あふことのかたはさのみはふたがらむひとよめぐりのき
みとみつれば」ほか二首が、『大和物語』第八段では「中
務宮」(醍醐皇子式明親王とする説が有力)への贈歌にな
っている。

(42) 「大和物語の語りの方法―人物呼称を中心に―」(片桐
洋一編『王朝の文学とその方法』和泉書院、一九九一年)

(43) 『大和物語』第九段の「桃園兵部卿宮」は、長く敦固親
王(宇多皇子)とされてきたが、迫徹朗氏は「大和物語
における桃園兵部卿宮考」(『国語と国文学』三七―二一、
一九六〇年十一月。のち『王朝文学の考証的研究』風間
書房、一九七三年所収)において、それが克明親王であ
ることを論証した。

(たかはし・てるみ 本学非常勤講師)